

### 第3節 環境汚染のない安全なまち

#### 施策の方向5 大気汚染・悪臭の防止

関連する  
SDGsの目標



良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の発生源対策や、大気の監視体制に関する施策を進めます。

##### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比:維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (平成39年度)	達成 状況
大気汚染物質の環境基準の達成状況	光化学オキシダントのみ非達成	光化学オキシダントのみ非達成	すべての項目で達成	□
大気汚染・悪臭に関する公害苦情処理件数	32件	46件	減少させる	▼

##### 【大気環境の現状】

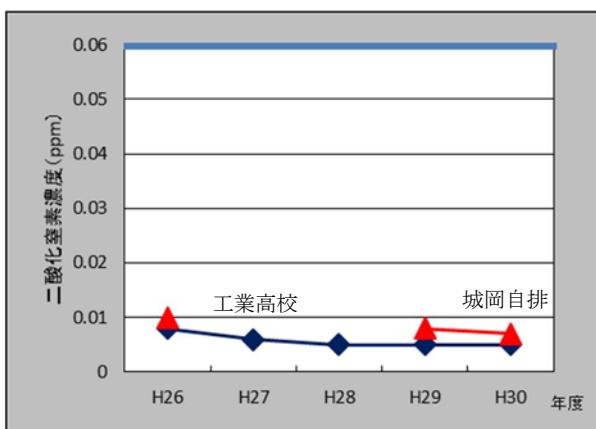


県が市内2か所において、大気汚染物質（二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント）について、自動観測装置を用いて常時監視を行っています。一般地域の大気については長岡工業高校（幸町2）で、自動車の排出ガスによる影響を受けやすい地域の大気については城岡自動車排出ガス測定局（城岡2）で測定しています。

##### ①二酸化窒素

- 二酸化窒素を代表とする窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生します。
- 主な発生源として、工場のボイラーや自動車などが挙げられます。
- 国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

##### ■ 二酸化窒素の年平均値の推移 (調査機関:新潟県)



※H27、28年度において、城岡自排は故障のため欠測

2地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

平成30年度の年平均値は前回調査時と概ね同様の値でした。

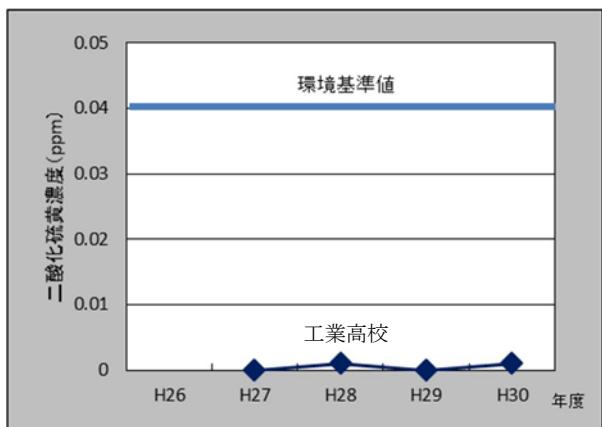
##### 環境基準

1時間値の1日平均値 0.04~0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下

## ②二酸化硫黄

- ・主に重油の燃焼に伴って発生します。
- ・酸性雨の原因物質とされています。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

### ■ 二酸化硫黄の年平均値の推移 (調査機関: 新潟県)



※H26 年度は故障のため欠測

1 地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

近年の観測結果は 0.000～0.001 ppm で推移しています。

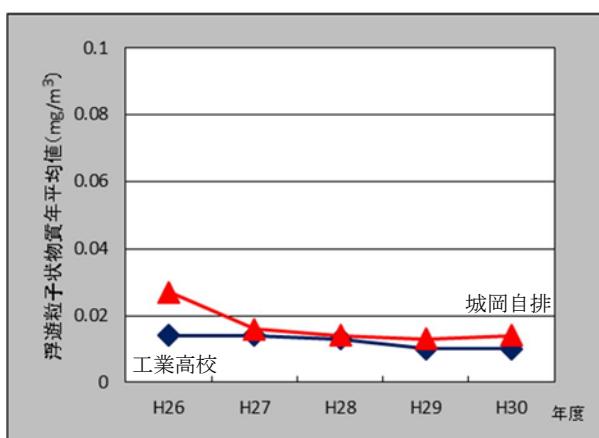
#### 環境基準

1 時間値の 1 日平均値 0.04 ppm 以下  
かつ 1 時間値 0.1 ppm 以下

## ③浮遊粒子状物質 (S P M)

- ・浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が  $10 \mu\text{m}$  以下のものです。  
( $\mu$  は百万分の一)
- ・微小なため大気中に長時間滞留し、高濃度では人の呼吸器に影響を及ぼします。
- ・工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壤粒子の飛散等が主な発生源とされています。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

### ■ 浮遊粒子状物質の年平均値の推移 (調査機関: 新潟県)



2 地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

平成 30 年度の年平均値は前回調査時と概ね同様の値でした。

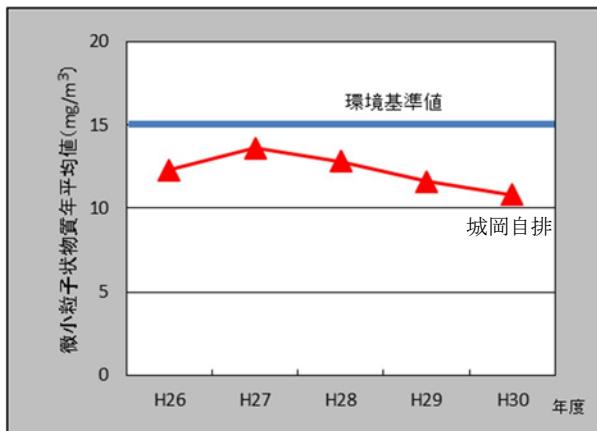
#### 環境基準

1 時間値の 1 日平均値 0.10 mg/m³ 以下  
かつ 1 時間値 0.20 mg/m³ 以下

#### ④微小粒子状物質（PM2.5）

- ・微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものです。
- ・PM2.5は非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。
- ・県内の測定局でPM2.5の1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想された場合、新潟県が注意喚起を実施します。

#### ■ 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の推移（調査機関：新潟県）



1地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。またPM2.5に係る注意喚起の実施はありませんでした。

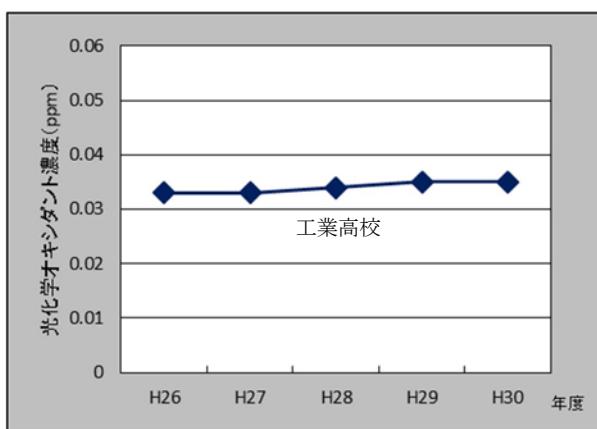
#### 環境基準

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下  
かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

#### ⑤光化学オキシダント

- ・光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるものです。
- ・光化学スモッグの原因となり、高濃度では人の呼吸器に影響を及ぼします。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。
- ・濃度が $0.12\text{ ppm}$ 以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令します。

#### ■ 光化学オキシダントの年平均値の推移（調査機関：新潟県）



1地点で調査をした結果、1時間値が環境基準を上回った時間帯がありましたが、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

平成30年度の年平均値は、平年並みの値でした。

#### 環境基準

1時間値 $0.06\text{ ppm}$ 以下

## 【大気汚染・悪臭に関する苦情】



平成 30 年度の大気汚染・悪臭に関する苦情は、大気汚染が 34 件、悪臭が 12 件でした。特に、住宅街で行われる焼却行為（野焼き）は、大気汚染に関する苦情の中でも 21 件を占めており、洗濯物が汚れる、悪臭で気分が悪い等の訴えが多く、近隣の住人が迷惑を被るケースが増えています。市では、野焼きパトロールを行い、市内を巡回、指導しています。

### 施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進

#### (1) 市の廃棄物処理施設における有害化学物質等対策

市では、ダイオキシン類等の大気汚染物質の発生をできるだけ抑えるため、ごみの減量やプラスチック類の分別の徹底等を啓発するとともに、県と連携し、環境中のダイオキシン類等の実態について継続して調査しています。

各クリーンセンターの排ガスの調査結果は、国の排出基準値を大きく下回りました。

平成 30 年度 ごみ焼却施設の排ガスの検査結果

項目	単位	寿ごみ焼却施設（測定日） (1号炉:平成 30 年 7 月 19 日、		鳥越ごみ焼却施設（測定日） (A 系炉:平成 30 年 6 月 8 日、 B 系炉:平成 30 年 6 月 7 日)		※排出基準
		1号炉	2号炉	A炉	B炉	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0037	0.0030	0.81	0.26	寿ごみ焼却施設 5 以下 鳥越ごみ焼却施設 1 以下

※ ダイオキシン類は異性体と呼ばれる種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値である TEQ（毒性等量）で表示しています。

ダイオキシン類は 200 以上の種類があり、このうち現在まで毒性が認められているのは 29 種類です。

※ 各焼却施設の排出基準値が異なるのは、施設の設置年が相違するためで、鳥越ごみ焼却施設については、平成 14 年 12 月 1 日から「1 ng-TEQ/m<sup>3</sup> 以下」が適用されています。

#### (2) アスベスト対策

##### ア 県と連携した飛散防止対策

市では、市有施設のアスベスト使用状況調査を実施し、使用が確認された施設の飛散防止対策を行うなど、適切な処置を施しており、人への影響はありませんでした。

また、県によると長岡市内でアスベストに係る大気汚染防止法等に基づく届出は平成 30 年度 29 件あり、いずれも適切な処置を施しており、人への影響はありませんでした。

## ■ 市有施設におけるアスベスト使用状況

### ・アスベスト使用状況

	使用が確認された施設	使用が確認されなかった施設	使用が未確定又は調査未実施の施設
吹き付けアスベスト等	59	1,219	0
アスベスト含有保温材等	9	1,013	256

※ 平成 17 年度以前に建築された施設（1,278 施設）を対象

### ・アスベストを使用している施設の対応状況

	飛散防止対策が措置されている施設 ※ 1	ばく露のおそれがない、飛散防止対策を実施しない施設 ※ 2
吹き付けアスベスト等	54	5
アスベスト含有保温材等	6	3

※ 1 飛散防止対策で、除去、薬品で固化する封じ込め、天井を覆う囲い込みなどが施されている状況のこと

※ 2 アスベスト含有建材の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による被害のおそれがないため、飛散防止対策の必要がないもの

### イ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成

国や県と連携を図りながら、1,000 m<sup>2</sup>以上の比較的規模の大きい、多数の人が使用する建築物を対象に助成制度を設け、優先的にアスベストの除去等の飛散防止対策を推進しています。

### (3) 移動に伴う大気汚染物質の排出抑制

#### ア 低公害車の普及促進

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ウ 圧縮天然ガス自動車の普及促進を参照(6 ページ)

#### イ エコドライブの普及促進

アイドリングストップ実施の促進

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－イ アイドリングストップ実施の促進を参照(5 ページ)

#### ウ 公共交通機関の利便性の向上・安全快適な移動環境の整備

##### (ア) 幹線道路網の整備の推進

左岸バイパスの開通区間を長岡北スマート I C、長岡南越路スマート I Cへ向けて南北に延伸する事業を進めています。また、県に対し長岡東西道路の国道 17 号接続に向けた整備推進の働きかけを行うなど、これらの幹線道路網の構築を進めています。

##### (イ) TDM (交通需要管理) 施策の推進

TDM (交通需要管理) 施策について広く市民から理解を得るため、PR活動を進めています。

(ウ) ノーマイカーデーの実施

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ア ノーマイカーデーの実施を参照(5 ページ)

(エ) バス運行の利便性向上に対する支援

市では、地域住民の生活に必要なバス路線について、バス事業者等に支援を行いながら、生活交通を確保しています。平成 30 年度は、80 系統について支援を行い、バス運行の利便性向上を図りました。

(オ) バス待合所の整備の促進

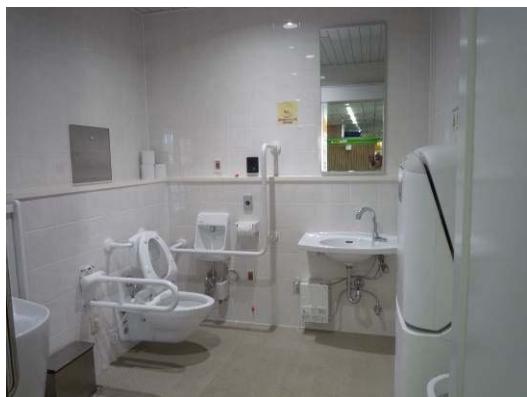
平成 9 年施行の「長岡市バス待合所設置事業補助金交付要綱」に基づき、バス待合所を設置する町内会に対し、補助金を交付しており、平成 30 年度は 2 箇所（才津原、桂バス停）に補助しました。

(カ) パーク & ライドの推進

市では、マイカーから公共交通への乗り換えの利便性を向上させるため、パーク & ライドを推進しています。

(キ) 交通バリアフリーの推進

市では、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行う長岡駅及び乗合バスのバリアフリー化整備事業に対し、補助金を交付しています。平成 30 年度は公共交通事業者からの補助金申請がなかったため、補助金の交付はありませんでした。



長岡駅新幹線改札内多機能トイレ

(ク) バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備

すべての人が安心・安全に通行できるよう、段差がなく幅の広い歩道を、国や県と連携しながら整備しています。

(ケ) 既存道路における歩道、自転車通行帯の整備

市内の主要道路は比較的広い歩道が整備されていますが、通学路に指定されていても歩道のない道路や歩道と車道の分離が必要な道路等、歩道の整備が必要な道路も数多く残されています。このような箇所については、計画的に整備を図っており、平成 30 年度は 1,684.7m を整備しました。

今後は、安全で快適な自転車利用環境の確保を図るため、市民へのアンケートや交通量調査を基に自転車ネットワーク計画を策定し、自転車通行帯等の整備を行います。

#### (コ) 自転車駐車場の整備

公共交通や自転車の利用促進、歩行者の通行の妨げになる放置自転車を減少させるため、交通結節点である長岡駅大手口駅前広場及び大手口北に地下自転車駐車場を整備しました。

#### (4) 光化学スモッグ対策

県の大気観測データを有効活用し、県が光化学スモッグ注意報等を発令する際には、関係機関と連携し、迅速かつ的確に市民、事業者に周知します。

なお、平成 30 年度の光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

#### (5) フロン類の適切な管理・処分

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、平成 13 年以降、家電リサイクル法、フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法が施行されました。

平成 27 年度にはフロン回収・破壊法が改正され、フロン排出抑制法が全面施行されました。これにより、フロン類を冷媒とする業務用機器の管理者に対し定期点検等が義務付けられました。

市では、フロン類の適正処理について、県等からの情報の周知に努めています。

### 施策② 悪臭の発生抑制の推進

---

#### (1) 工場・事業場等からの悪臭の発生防止

##### ア 工場等の悪臭発生源対策の推進

悪臭を生ずるおそれのある工場・事業場に対して、作業時には気象条件等を考慮して行うよう指導しています。

##### イ 畜舎、堆肥場の悪臭対策の推進

畜舎の悪臭対策としては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正処理推進のための指導や情報提供を行っています。また、堆肥の切り返し作業においては、風向きに十分注意するよう指導しています。

#### (2) 野焼きの防止

##### ア 野焼き禁止の周知

廃棄物処理法に定める基準に従わない廃棄物の焼却（野焼き）は禁止されています。市では、市政だよりなどで野焼き禁止の周知を行ったほか、通報があった場合には現地確認を行い、必要に応じて指導を行いました。

また、野焼き禁止を指導する野焼きパトロールを実施し、平成 30 年度は計 27 件について指導しました。

#### **イ 稲わら焼却禁止の周知**

稻わらの焼却対策として、稻わらを全量すき込みするよう推進し、啓発チラシ、市政だよりへの掲載などによる周知活動を行っています。

もみ殻の焼却は、臭気や体調不良の大きな原因となることから、市政だよりや地域の回覧などで適切な処理について周知を行っています。

また、未利用稻わらやもみ殻を再資源化することにより、焼却行為を抑制し有効利用を推進しています。もみ殻は畜産農場等における堆肥化の副資材として利活用が図られています。

## 施策の方向 6 水質汚濁の防止

関連する  
SDGs の目標



河川等の水質を保全するため、生活排水等の対策や河川の水質浄化対策、水質監視体制の充実に関する施策を進めます。

### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比: 維持□、向上△、低下▼】

項目値	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
污水処理人口普及率	97.2%	97.6%	100%	△
河川における 環境基準等達成率(BOD)	93.3%	100%	100%	○



### 施策① 生活排水・事業場排水対策の推進

#### (1) 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道、農業集落排水施設等の整備を進め、平成 30 年度末で汚水処理人口普及率(行政人口に対する汚水処理施設普及人口)が 97.6%に達しました。また、水洗化を促進するため、水洗化資金の融資制度を継続するほか、水洗化への指導、啓発活動を行っています。

30 年度に実施した公共下水道等整備事業は次のとおりです。

- ・公共下水道
- 管路延長 17.6 km
- ・合併処理浄化槽

個人設置型として 30 基に補助金を交付、市町村設置型として 1 基を整備

※市内合併処理浄化槽設置数 2,689 基

#### 公共下水道による排水処理面積

全体計画面積	8,986.8ha
平成 30 年度末の処理区域面積	7,314.0ha

#### 農業集落排水施設による排水処理面積

全体計画面積	599 ha
平成 30 年度末の処理区域面積	599 ha

## (2) 工場・事業場における排水対策の推進

市は、河川、湖沼などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場・事業場について、排水基準を順守するよう指導しています。

水質汚濁防止法に定める特定施設を持ち、公共用水域に処理水等を排出する特定事業場に対して、市は立入検査を実施しています。平成30年度は、59件の特定事業場に対して立入検査を行いました。

下水道の処理区域内において下水道に下水を排出する事業場に対しても、市が下水道法に基づき立入検査等を行っています。平成30年度は、34件の特定事業場に対して立入検査を行いました。

## 施策② 河川の水質浄化対策の推進

---

### (1) 用悪水路の改修整備

普通河川及び集落周辺の用悪水路の水質は、公共下水道の普及に伴い徐々に良くなっていますが、未だ、家庭雑排水による悪臭や汚水の停滯があり、これを解消するため、河川水路の改修整備を進めています。

### (2) 河川水量確保対策の推進

#### ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(14ページ)

#### イ 透水性舗装の推進

第3節－施策の方向7－施策②－(3)－イ 透水性舗装の推進を参照(36ページ)

## 施策③ 水質監視体制の充実

---

### (1) 水質監視体制の充実

#### ア 公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質監視体制の充実・強化



・河川等公共用水域への油類の流出などの異常水質事案に対して、河川流域の関連団体と連携し、迅速に対応しています。

・水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めたもので、次の2つの項目があります。

◆人の健康の保護に関するもの（健康項目）

◆生活環境の保全に関するもの（生活環境項目）

・生活環境の保全に関する項目については、河川ごとにその利用目的等に応じた類型が指定されています。

※市内を流れる河川では、信濃川、魚野川、猿橋川上流及び渋海川がA類型、猿橋川下流、黒川、刈谷田川、新島崎川及び郷本川がB類型、島崎川がC類型に指定されています。

・平成30年度は、市内26河川（35地点）において水質調査を行いました。

健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目のうち、水質汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)については、すべての地点で環境基準を下回っていました。

公共用水域及び地下水の水質調査結果については、下記ホームページに掲載しています。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate11/suishitu/examination-water.html>

### ■ 主な河川のBOD経年変化（調査機関：長岡市） (mg/L)

河川名 (調査地点)	類型	環境基準	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
渋海川（飯塚橋）	A	2以下	1.6	0.8	1.2	1.7	0.6	0.8	0.6	1.0	1.1	0.6
黒川（星殿橋）	B	3以下	1.9	0.8	1.9	1.7	1.0	1.0	0.8	1.1	1.0	0.9
猿橋川（宮村橋）	B	3以下	1.7	1.1	2.0	1.8	1.6	1.3	0.9	1.7	0.9	1.3
島崎川（宿屋橋）	C	5以下	2.0	1.4	2.5	3.5	1.1	1.4	1.5	1.6	1.6	1.5

### イ 市民が親しむ身近な水環境の調査

海水浴に供される公共用水域の水質等の現状を把握するため、市内4ヶ所の海水浴場について、水質調査を実施しています。

平成30年度の水浴場開設前調査では、概ね良好な水質状態でした。

### ■ 海水浴場の水質調査結果（水浴場開設前調査）

項目 水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (化学的酸素 要求量) (mg/L)	透明度 (m)	判定※
野積海水浴場	4	認められない	2.0	1以上	水質A
寺泊中央海水浴場	14	認められない	2.6	1以上	水質B
金山海水浴場	2未満	認められない	1.8	1以上	水質AA
郷本海水浴場	2未満	認められない	1.7	1以上	水質AA
基準（水質AA）	2未満	認められない	2以下	1以上	
（水質A）	100以下	認められない	2以下	1以上	
（水質B）	400以下	常に認められない	5以下	1未満～ 0.5以上	
（水質C）	1,000以下	常に認められない	8以下	1未満～ 0.5以上	

調査期間：平成30年4月24日～5月11日

※ 水質が「AA」及び「A」は水浴に適した水質であり、「B」及び「C」は水浴が可能な水質

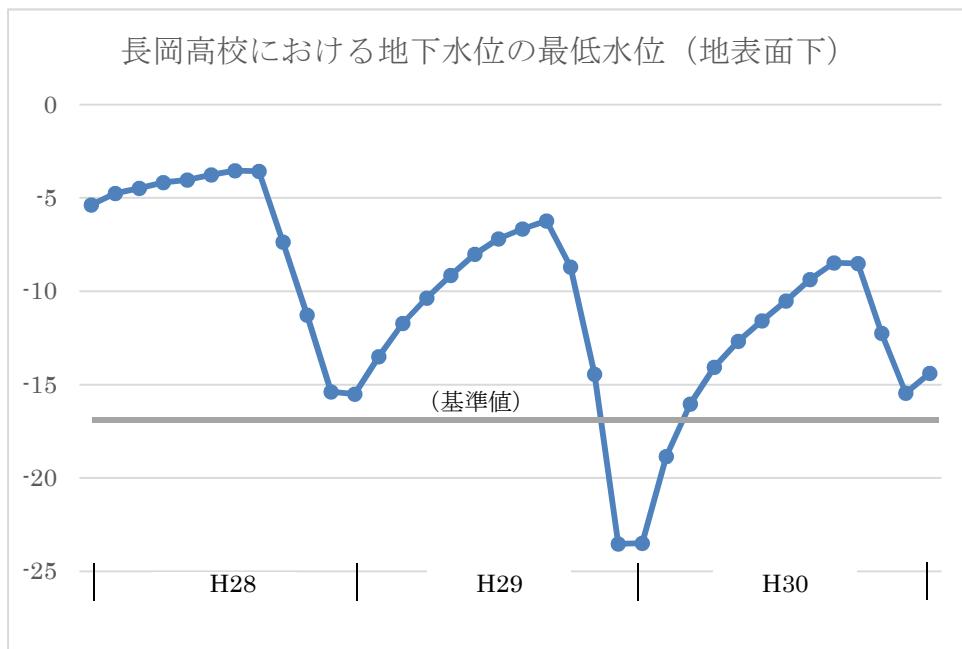
土壌環境を保全するため、土壤汚染、地下水質の把握及び地下水保全に関する施策を進めます。

### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
長岡高校地下水位観測井 における地下水の最低水位 (地表面下)	17m	16.47m	維持する	○

### 【評価指標の達成状況の推移】



### 施策① 土壤・地下水汚染状況の把握

#### (1) 土壤汚染の状況把握及び適正管理

- 土壤汚染の有無を判断する基準として、また、汚染土壤に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として、「土壤の汚染に係る環境基準」が定められています。

- 土壤汚染対策法では、有害物質を使用していた工場及び工場跡地や一定規模以上の工事を行う予定で土壤汚染のおそれがある土地などにおいて、一定の要件に該当する場合には、土地の所有者が汚染状況を調査する必要があります。

調査の実施により、汚染の状況が法律で定める基準を超えていたことが判明した場合、市はその土地を、健康被害が生ずるおそれがある場合は「要措置区域」、健康被害が生ずるおそれがない場合は「形質変更時要届出区域」に指定し、告示します。

市はいずれの区域に指定した場合も、汚染の範囲・状況等を記載した区域台帳を作成し、その台帳を閲覧等の方法により公開しています。長岡市内には平成 30 年度末現在で「形質変更時要届出区域」が 6 か所あります。

## (2) 地下水質の監視体制の充実

全市的な地下水の水質状況を把握するために、事業場の周辺など、市内 19 地点で調査を行いました。その結果、2 地点で、砒素が環境基準（※）を超過していました。このため、井戸所有者に対し、引き続き、地下水の飲用を中止するよう周知等を行いました。

（※）中野中及び雨池町で砒素が環境基準を超過

## 施策② 地下水保全対策の推進

### (1) 地下水の適正利用

#### ア 流雪溝の整備事業

下水道の雨水専用施設を投雪口として利用しており、その設置箇所数は、448 か所です。また、流雪溝は約 38.1 km、流水道路は 8.1 km 整備されています。

#### イ 地下水保全条例に基づく節水ルールの周知

市では、昭和 61 年に「長岡市地下水保全条例」を制定し、地下水の適正利用の推進に努めています。長岡、中之島、越路、三島、与板地域に深さ 20m 以上でポンプの吐出口の断面積が 4 cm<sup>2</sup> 以上の井戸を設置する場合には、届出が必要です。その際に、節水型自動降雪検知器の設置や揚水機の能力の適正化などを指導しています。

深さ 20m 以上の井戸設置本数（平成 30 年度末現在、長岡地域のみ）
22,526 本 うち消雪用 21,261 本 (94.4%)

地下水の更なる節水のため平成 16 年 3 月に条例の一部を改正し、新たに消雪パイプの散水量の基準などを定めました。

平成 26 年 9 月には、「長岡市地下水保全条例」を改正し、平成 27 年 4 月から消雪面積が 150 m<sup>2</sup> 以上の消雪パイプ設置者に対して節水型降雪検知器の設置を義務付けました。

#### 長岡市地下水保全条例の概要（適用地域：長岡、中之島、越路、三島、与板地域）

対象者	内容	説明	
すべての対象者 (消雪用)	散水量の基準又は散水飛距離※1	道路	1 m <sup>2</sup> 当たりおおむね 0.3 (リッル/分) 以下 (散水飛距離が、おおむね 20 cm 以下)
		駐車場等	1 m <sup>2</sup> 当たりおおむね 0.4 (リッル/分) 以下 (散水飛距離が、おおむね 25 cm 以下)
消雪面積が 150 m <sup>2</sup> 以上の利用者	節水型降雪検知器	設置が必要	
	節水型降雪検知器の基準	残雪処理時間は、おおむね 5 分以下※2	
		雪温センサーは、おおむね 0.5°C 以下※3	
ポンプの吐出口径 100 mm 以上の利用者	水量調節弁	設置が必要※4	
	水量測定器	設置が必要※5	
	管理責任者の選任及び地下水の揚水量の報告が必要※6		

※1 散水量の把握が困難なときは、散水飛距離を代わりの基準とする。

- ※2 雪が降り止んでから、消雪パイプを停止するまでの時間のこと
- ※3 雪の温度を感知するセンサーの設定のこと。設定した値よりも雪の温度が低いとき消雪パイプが稼動。
- ※4 町内会・道路消雪組合は改修時に設置すること。
- ※5 町内会・道路消雪組合は対象外。
- ※6 町内会・道路消雪組合は対象外。

#### ウ 節水パトロールの強化

市では「長岡市地下水保全条例」に基づき、地下水の節水ルールを定めています。地下水を利用している方に節水ルールを周知するとともに、節水に努めていただけたため、冬期間にパトロール隊を編成し、市内を巡回、指導しています。

平成 30 年度は、28 日間パトロールを実施し、計 1,800 か所で地下水を節水するよう指導しました。



節水パトロール

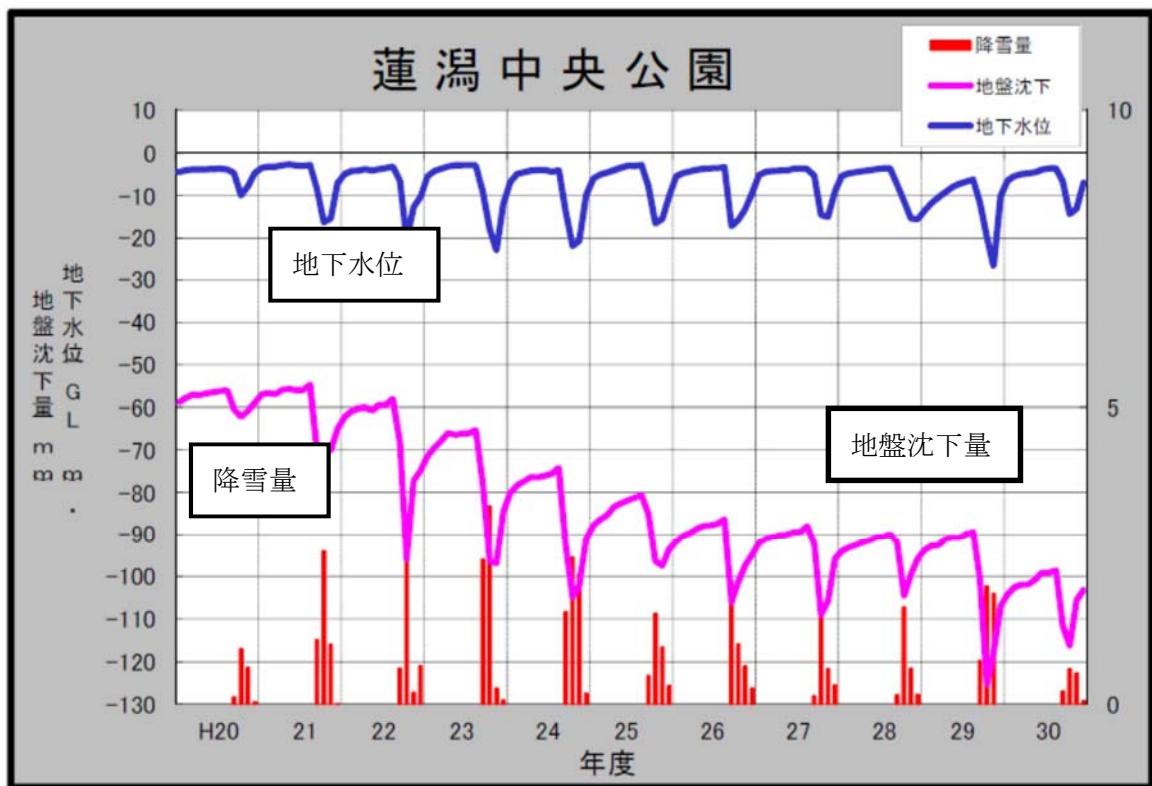
#### エ 地下水節水型消雪制御システムの導入

市では、地下水の適正利用のため、消雪施設の新設、更新時には、節水型の消雪制御システムを採用しています。また、既存消雪施設について、従来型の自動降雪検知器を節水型に切り替える工事も毎年実施しています。

##### (2) 地下水位等の監視体制の充実

冬期間の消雪用地下水の汲み上げに伴い、地下水位の大幅な低下などが懸念されていることから、17 か所で常時地下水位を観測するとともに、6 か所で地盤沈下量も併せて観測しています。

平成 30 年度は、例年と比較して少雪傾向であったため、大幅な地下水位の低下は見られませんでした。なお、地盤沈下は概ね沈静化していますが、わずかながら累積傾向にあります。



(注)・地盤沈下量は、観測開始(H2.12)からの累計値を示す。

・地下水位は、月の平均値を示す。

### (3) 地下水のかん養の取組

#### ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(14ページ)

#### イ 透水性舗装の推進

雨水の地下へのかん養を図り、ヒートアイランド現象を緩和させるため、歩道等の透水性舗装(※)を実施しています。平成30年度は旧長岡地域において堀金2丁目ほか8か所で、延長1,165mにわたって透水性舗装を行いました。

※ 透水性舗装…舗装体を通し雨水を直接路床へ浸透させ、地中に還元させる機能を持つ舗装。

平成30年度末における透水性舗装の整備延長(市道分) 41,808m
------------------------------------

## 施策の方向8 静けさの保持



工場・事業場からの騒音・振動や日常生活等から生ずる近隣騒音（※）、交通による騒音の抑制に関する施策を進めます。

### 【評価指標の達成状況】

【（達成状況）達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (平成39年度)	達成状況
一般環境騒音の環境基準超過地点数	2 地点	2 地点	0 地点	□
高速自動車道騒音の環境基準超過地点数	0 地点	0 地点	0 地点	○
騒音に関する公害苦情処理件数	18 件	13 件	減少させる	○

※ 近隣騒音：一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指す。

### 施策① 工場等の騒音・振動対策

#### （1）工場等の騒音・振動の未然防止対策の推進

##### ア 騒音・振動規制法に基づく特定施設の届出の徹底

工場・事業場における騒音・振動から周辺住民の生活環境を守るために、騒音規制法や振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例では規制基準が定められています。また、同法及び同条例に基づく指定地域内で、特定施設の設置を行おうとする場合は、規制基準を遵守するとともに、事前の届出が必要です。

騒音に関する苦情の主な原因は、設備機械の稼動音及び場内作業音などによるものです。このため、工場・事業場への立入検査を行い、事業者に対して規制基準を遵守するよう指導しています。

#### 平成30年度 騒音・振動に係る特定施設及び特定建設作業の届出状況

	特 定 施 設	騒 音 規 制 法		振 動 規 制 法		県生活環境保全条例	
特 定 施 設	金属加工機械	74 工場	248 施設	79 工場	304 施設	121 工場	522 施設
	圧縮機等	253	1,444	178	581	258	997
	木材加工機械	67	150	2	3	112	261
	印刷機械	44	158	19	57	-	-
	鋳型造型機	6	2	2	6	-	-
	ポンプ	-	-	-	-	188	1,694
	その他	199	3,225	9	49	496	5,119
計		643	5,227	289	1,000	1,175	8,593
特 定 建設 作 業		くい打ち機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	そ の 他		
	騒音規制法	1	23	-	6		
	振動規制法	1	-	11	0		

※ 県条例に基づく特定施設の届出は騒音・振動の合計

#### **イ 騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の届出の徹底**

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生させるものについては、騒音規制法及び振動規制法に基づき、規制基準などが定められているほか、同法に基づく指定地域内で当該作業を行おうとする場合は、事前の届出が必要となります。

市は、特定建設作業に係る規制基準、届出内容について、ホームページに掲載するほか、窓口にリーフレットを設置し、事業者に周知を図りました。

#### **ウ 深夜営業における騒音規制に関する県条例の周知**

カラオケ等の深夜に及ぶ騒音は日常生活に与える影響が大きいことから、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」で午後10時から午前6時までの深夜営業に対し騒音に関する規制基準を設けており、周知を図りました。

#### **(2) 工場立地時の公害防止・環境保全協定の締結**

事業活動に伴い生じる騒音等の公害を防止し、周辺住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、市街化調整区域や工業専用地域等に所在する工業団地に進出する工場・事業所との間に、公害防止に関する協定等を締結しています。

平成30年度は4事業所との間に公害防止に関する協定等を締結しました。

---

### **施策② 近隣騒音対策**

#### **日常生活における近隣騒音対策**

近隣騒音は、エアコンの作動音や楽器の演奏などの日常生活に密着した騒音であり、主に住居地域で発生しています。これらの騒音は、騒音規制法等の対象外であるため、規制することができません。市では近隣騒音の未然防止のため、環境配慮指針を作成し、周知を図りました。

---

### **施策③ 交通騒音対策**

#### **(1) 自動車走行に伴う騒音の発生抑制・対策**

##### **ア 高速自動車道**

高速自動車道沿線地域において、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握し、騒音対策に役立てるため、騒音調査を実施しています。

平成30年度は、9地点（長岡地域4、中之島地域3、越路地域2）で測定を実施しました。その結果、全地点で環境基準に適合していました。

しかしながら、沿線住民から防音対策に係る要望が寄せられていることから、新潟県を通じて、道路管理者に対して遮音壁の設置や、高規格舗装等について、要望しました。

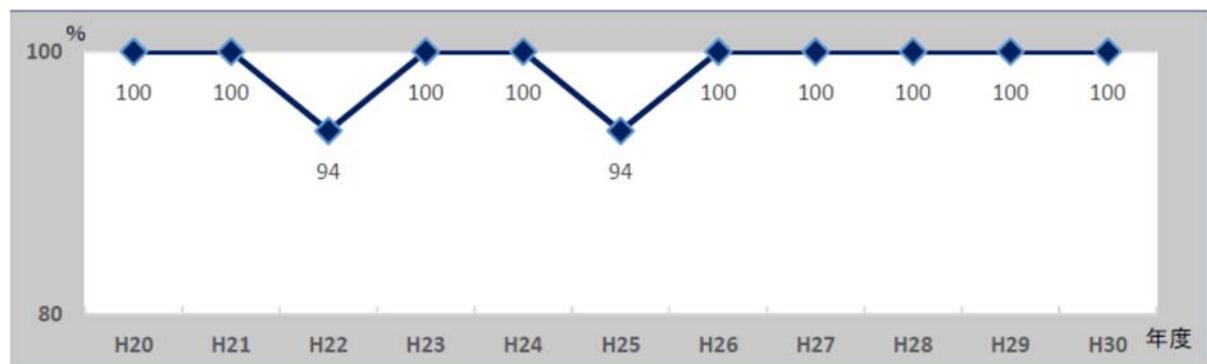
## 平成 30 年度 高速自動車道騒音測定結果

No.	調査地點	道路への 距離(m)	遮音壁の 長さ(m)	騒音レベル(デシベル)				環境基準の 地域類型
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	
1	新開町	25	212	51	65	51	60	B類型相当 (市街化調整 区域のため、 類型指定は されていない)
2	雁島町	94	163	56	65	58	60	
3	南新保町	100	182	55	65	52	60	
4	宮本町 1 丁目	110	無	58	65	55	60	
5	灰島新田	70	520	57	65	52	60	
6	杉之森	76	320	58	65	53	60	
7	中之島	39	無	62	65	58	60	C類型
8	神谷	20	150	57	70	53	65	幹線道路近接空間
9	来迎寺	50	350	50	65	48	60	B類型

※ 環境基準においては、概ね都市計画法における用途地域を基に地域類型を定めている。

※ 昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～午前6時をいう。

### 高速自動車道騒音の経年推移（環境基準適合率）



#### イ 一般国道等

生活環境を保全し、人の健康の保護に資するために、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」の達成状況について、毎年環境騒音調査を行っています。

この調査は、概ね都市計画法における用途地域を基に定めた地域類型別に騒音の状況を経年的に捉え、騒音対策の基礎資料を得ようとするものです。

平成 30 年度は 2 地点（いずれも長岡地域）で環境基準を超過していましたが、騒音規制法に基づく要請限度<sup>(注1)</sup>の超過には至りませんでした。

### 平成 30 年度 環境騒音測定結果

(デシベル)

地 域	地域類型	調査地点	騒音レベル・環境基準				用途地域	車線数
			昼間	基準値	夜間	基準値		
道路に面する地域	A	下柳1丁目	68	70	63	65	第2種低層住専	2(幹線道路)
		高畠町	69	70	67※	65	調整(A相当)	4(幹線道路)
	B	関原町1丁目	74※	70	68※	65	第2住居	4(幹線道路)
		柄尾原町1丁目	66	70	54	65	第1住居	2(幹線道路)
	C	宮内町	66	70	59	65	近隣商業	4(幹線道路)
		新栄町3丁目	58	65	47	60	準工業	2
一般地域	A	学校町1丁目	45	55	40	45	第1中高住専	—
		谷内2丁目	50	55	43	45	第1中高住専	—
	B	大島本町3丁目	45	55	40	45	第1住居	—
		幸町2丁目	46	55	40	45	第1住居	—
	C	金町2丁目	54	55	44	45	第1住居	—
		新産2丁目	51	60	49	50	準工業	—
		柄尾本町	54	60	45	50	商業	—

(注) 1 要請限度とは、道路周辺の生活環境を守るため、騒音規制法に基づいて市長が県公安委員会または道路管理者に措置を要請する限度をいう。

2 昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～午前6時をいう。

3 「※」は環境基準超過、(幹線道路)は幹線道路に近接する空間をいう。

また、平成19年度から、騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視を行っています。これは、市内の幹線道路(国・県道)に近接する地域において、騒音に係る環境基準の達成状況(戸数)を面的に評価するものです。

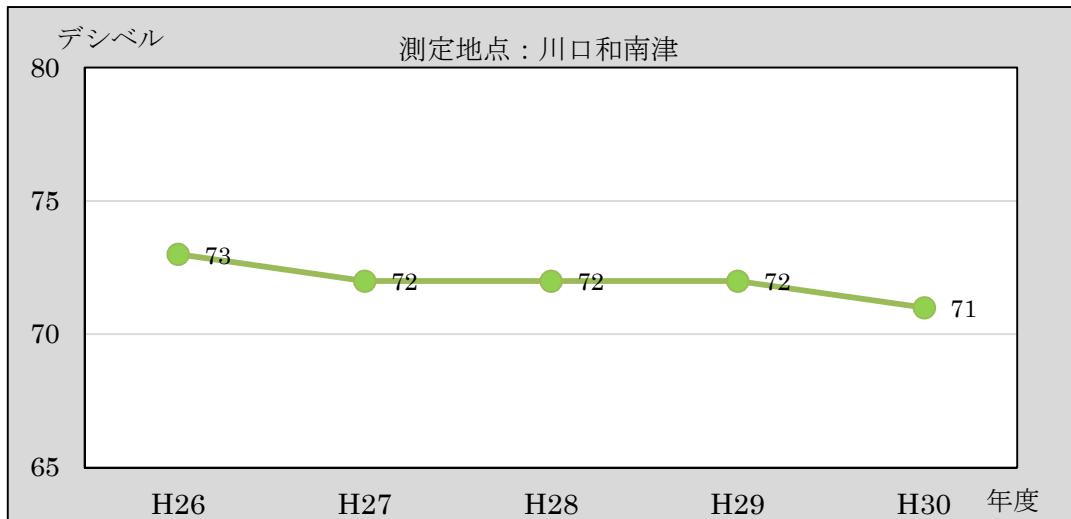
平成30年度は、31区間の138.5km(19路線)の沿線住居等を評価対象として調査を行い、そのうち、環境基準の達成戸数は、3,505戸でした(達成率98.0%)。

### 平成30年度自動車騒音常時監視結果

	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(戸)				
			住居等戸数	うち昼夜とも基準値以下	うち昼間のみ基準値以下	うち夜間のみ基準値以下	うち昼夜とも基準値超過
全 体	138.5	31	3,575	3,505	37	2	31
高速道路	13.5	2	25	25	0	0	0
一般国道	49.4	11	496	877	36	2	31
都道府県道	75.6	18	2,604	2,603	1	0	0

このほか、上越新幹線沿線の指定地域内で、環境基本法に基づく「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の達成状況を把握し、沿線地域の環境保全に役立てるため、県が昭和57年から調査しています。平成30年度は川口地域和南津で測定を行った結果、環境基準(70デシベル)を超過していました。県では、JRに対し効率的かつ速やかな騒音防止対策を実施するよう要望しました。

## 上越新幹線鉄道騒音の経年推移（調査機関：新潟県）



### ウ 沿道地域における土地利用の適正化

新たな開発が予定されている土地の区域では、必要に応じ地区計画を策定し、戸建て住宅の立地を規制するとともに、その立地特性を活かした土地の高度利用を図っています。

### エ 公共交通機関の利便性の向上及び安全快適な移動環境の整備

#### (ア) 幹線道路網の整備の推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ア)幹線道路網の整備の推進を参照  
(26 ページ)

#### (イ) TDM（交通需要管理）施策の推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(イ)TDM（交通需要管理）施策の推進を参照  
(26 ページ)

#### (ウ) ノーマイカーデーの実施

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ア ノーマイカーデーの実施を参照(5 ページ)

#### (エ) バス運行の利便性向上に対する支援

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(エ)バス運行の利便性向上に対する支援を参照  
(27 ページ)

#### (オ) バス待合所の整備の促進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(オ)バス待合所の整備の促進を参照(27 ページ)

#### (カ) パーク＆ライドの推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(カ)パーク＆ライドの推進を参照(27 ページ)

#### (キ) 交通バリアフリーの推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(キ)交通バリアフリーの推進を参照(27 ページ)

#### (ク) バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ク)バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備を  
参照(27 ページ)

#### (ケ) 既存道路における歩道、自転車通行帯の整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ケ)既存道路における歩道、自転車通行帯の整  
備を参照(27 ページ)

(コ) 自転車駐車場の整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(コ)自転車駐車場の整備を参照(28 ページ)

## 施策の方向9 化学物質による環境汚染の防止

関連する  
SDGsの目標



有害化学物質による環境リスクを低減するため、分かりやすい情報提供に努めることにより、市民、事業者、行政の情報の共有化を進め、事業活動や日常生活等における有害化学物質の適正な使用・管理を促します。

### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (平成39年度)	達成 状況
魚類へい死等の 環境汚染事案の発生件数	1件	0件	0件	○
ダイオキシン類の 環境基準達成率(河川水)	100%	100%	100%	○

### 施策① 化学物質に係る情報の提供

#### (1) 化学物質に係る情報提供

市民、事業者が化学物質に対して、より具体的な予防行動を起せるよう、国や県、NPOなどの化学物質の知見等について、分かりやすく情報提供を行っています。

また、農薬の使用が増える6月に、市政だよりを通じて住宅地における農薬使用について周知を行いました。

#### (2) 化学物質による被害の防止

生物や環境への危険性が疑われている化学物質やこれを含む製品については、可能な限り安全なものに替えていくなど、化学物質による被害の防止を図ります。

また、市有施設における化学物質やこれを含む製品の使用・購入量を把握するため、3年ごとに調査を行っています。

#### (3) 公園・街路樹等における農薬の適正使用の推進

公園や街路樹などにおける農薬の飛散による健康被害を防止するため、環境省の「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」を活用し、可能な限り被害木の剪定などで対応することとし、やむを得ず農薬を使用する場合でも、最小限の区域に散布するようにしています。

### 施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査

#### (1) 環境中の化学物質の調査と被害の拡大防止

##### ア ダイオキシン類の発生抑制

###### (ア) クリーンセンターからの排ガス

第3節－施策の方向5－施策①－(1)市の廃棄物処理施設における有害化学物質等対策を参照(25ページ)

(イ) 水質 

市の廃棄物最終処分場における放流水及び周辺地下水のダイオキシン類濃度を測定した結果、すべての地点で排出基準（放流水）及び環境基準（地下水）を下回っていました。

**■ 廃棄物最終処分場のダイオキシン類排出濃度(水質)**

単位 : pg-TEQ/L

区分		排出濃度	基準値	測定日
柿	新処分場放流水	0	10	平成 30 年 (以下 同) 10 月 5 日
	旧処分場放流水	0.00050		
	周辺地下水	動物保護センター地下水	0.057	
		斎場地下水	0.056	
		下流 (No.2)	0.070	
		下流 (No.3)	0.057	
鳥 越	放流水	0.000009	10	11月 15 日
	周辺地下水	下流 (1号井)	0.066	1 9月 5 日
		下流 (3号井)	0.064	
柄 尾	※クローズドシステム(密閉型)のため放流水はない			
	周辺地下水	上流	0.065	1 7月 3 日
		下流	0.056	
小 国	放流水	0.0034	10	10月 11 日
	周辺地下水	上流 (No.1)	0.059	1 6月 7 日
		下流 (No.12)	0.065	
寺 泊	放流水	0.000078	10	10月 1 日
	周辺地下水	上流	0.069	1 10月 1 日 10月 1 日
		下流	0.087	

**イ その他の有害化学物質**

平成 30 年度に県が実施した大気汚染調査では、有害大気汚染物質として環境基準（年平均値で評価）が定められている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）について、市内 2 地点（長岡工業高校、城岡自排）において測定を行った結果、いずれの物質も環境基準を下回っていました。

## 施策の方向 10 廃棄物の適正処理

関連する  
SDGs の目標



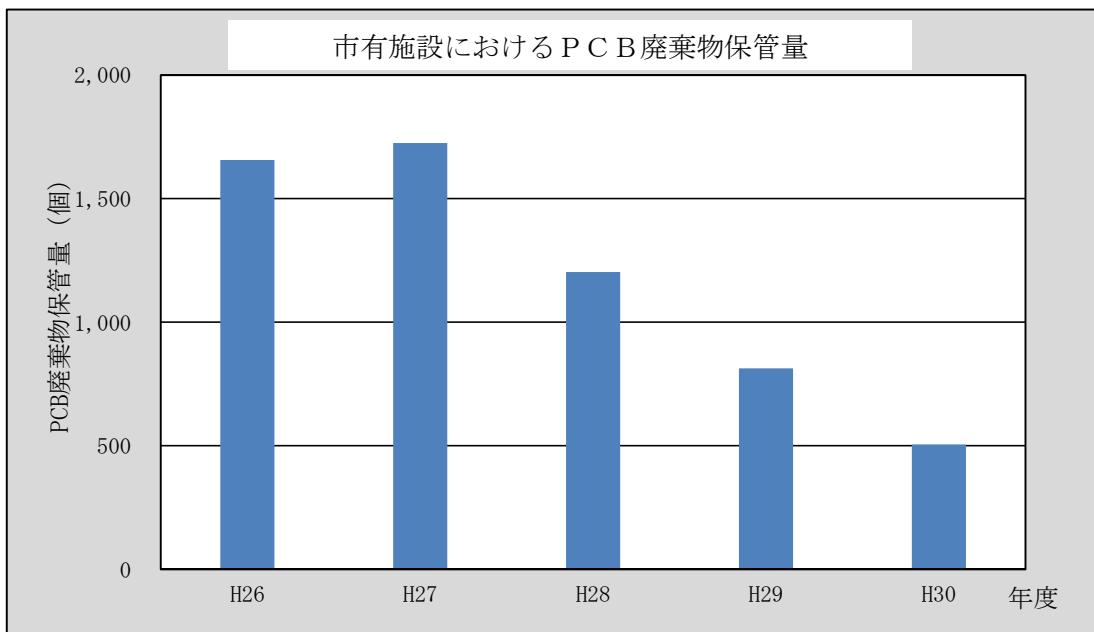
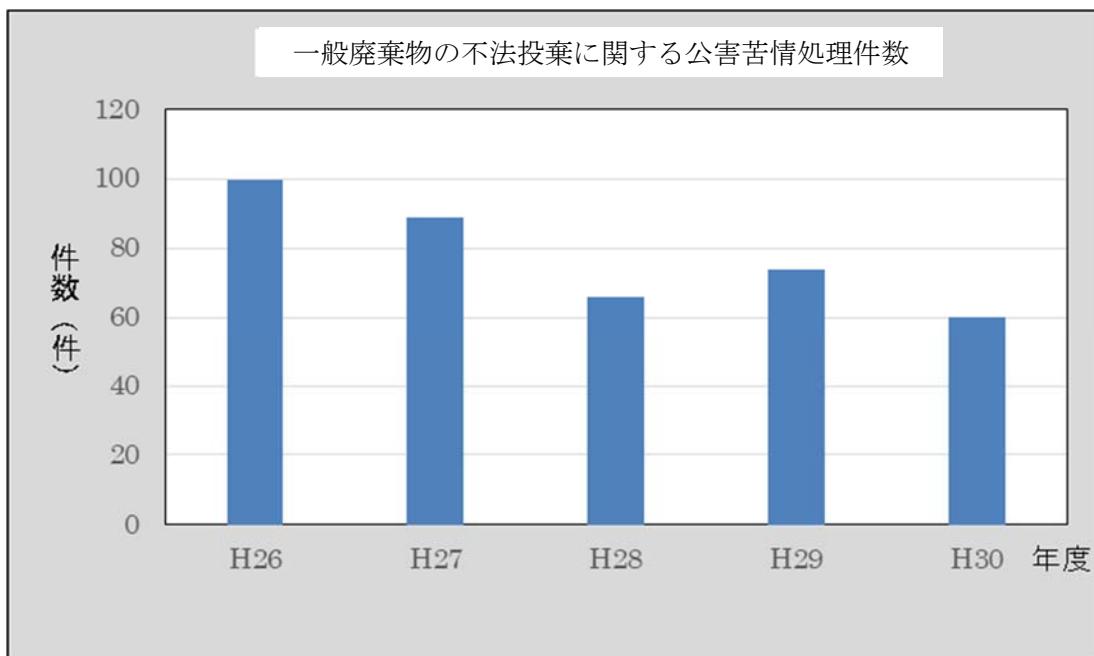
廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物や産業廃棄物の適正な処理に関する施策を進めます。また、ごみの不法投棄の防止や環境美化のための施策を進めます。

### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
一般廃棄物の不法投棄に関する公害苦情処理件数	66 件	60 件	30 件	△
市有施設における PCB 廃棄物保管量	1,203 個	505 個	0 個	△

### 【評価指標の達成状況の推移】



## 施策① 一般廃棄物対策

---

### (1) 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進

#### ア 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく分別収集・処理の推進

第1節－施策の方向2－施策①－(1)長岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく一般廃棄物の発生抑制の推進を参照(8 ページ)

#### イ 収集運搬体制の整備

第1節－施策の方向2－施策①－(4)－ア 全市域統一の分別収集体制を参照(9 ページ)

#### ウ 適正処理困難物の処理体制の確立

##### 使用済み乾電池の分別収集

乾電池に含まれる水銀を適正に処理するため、昭和 59 年から回収ボックスによる収集を始め、平成 20 年 4 月からはごみステーション収集を実施しています。

平成 30 年度の回収量は 60.00 t で、これまでの累計は約 975 t にも及びます。なお、現在販売されている乾電池には、水銀は含まれていません。

### (2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理及び新たな処理施設の整備

#### 新最終処分場の建設

市内 4 カ所にある最終処分場の残余年数は、平成28年度末時点で 5 年程度の見込みのため、柿町にある現最終処分場の隣に新たな処分場を整備しています。この新処分場は、埋立地を屋根で覆う被覆型とし、さらに浸出水処理水を下水道に放流することで、地元の安全・安心を確保したクローズド型の施設です。令和 3 年 4 月の供用開始を目指し整備しています。

## 施策② 産業廃棄物対策

---

### (1) 産業廃棄物処理施設の適正管理

#### ア 最終処分場の監視

市内及び近隣にある大規模な産業廃棄物の最終処分場(3か所)について、公害防止等に関する協定を締結し、法令よりも厳しい基準を設けて監視を行うとともに、廃棄物の適正な受入れについても監視を行っています。

#### イ 長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議の開催

産業廃棄物処理業者、地元住民及び関係行政機関で構成する「長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議」を開催し、廃棄物処理の状況や河川の水質状況などの情報交換を行っています。

## (2) PCB廃棄物の適正処理



PCB（ポリ塩化ビフェニル化合物）は電気機器の絶縁油などに利用されてきましたが、毒性を有し、現在では製造・輸入が禁止されています。市では、市有施設で使用していたPCB含有蛍光灯安定器等の取り替えを行い、現在、PCB廃棄物505個を厳重に保管しています。

平成30年度は保管していた330個を、法律に基づき、国が指定する処理業者に無害化処理を委託しました。

## (3) アスベスト廃棄物の適正処理

### ア 県と連携した飛散防止対策

第3節－施策の方向5－施策①－(2)－ア 県と連携した飛散防止対策を参照(25ページ)

#### イ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成

第3節－施策の方向5－施策①－(2)－イ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成を参照(26ページ)

### ウ 県と連携したアスベスト廃棄物の適正処理の推進

大気汚染防止法に基づき建築物等の解体等の作業を行う場合は、当該建築物等にアスベストが使用されているかどうかの事前調査を実施し、解体などの作業時には飛散防止対策をとるよう、県と連携しながら周知しています。

## 施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策

---

### (1) クリーン作戦の推進

#### ア クリーン作戦の実施

長岡地域では、昭和60年から春と秋の年2回、町内会や商店街組合及び公共施設管理者等の協力のもと、クリーン作戦を実施しています。公園や道路側溝などを清掃し、まちの美化を図るもので、平成30年度は町内会の57.3%が実施し、この活動により346tのごみや泥を除去しました。

また、長岡地域以外でも合併以前から各地域の実情に合わせて様々なクリーン作戦を実施しています。

#### イ 資源回収団体の支援

第1節－施策の方向2－施策①－(6)－ア 集団資源回収の推奨、資源回収団体への支援、資源回収業者の育成を参照(11ページ)

## (2) 地域の美化及び不法投棄の監視



#### ア 不法投棄防止パトロールの強化

不法投棄を許さない地域環境づくりを進めるため、町内会などの協力を得ながら、啓発看

板の設置や投棄物の撤去作業などを実施しました（平成 30 年度長岡市全体の撤去量：不燃物 3,690 kg、可燃物 195 kg）。

また、平成 23 年度より民間警備会社に委託して、市内 30 箇所を昼夜不定期に巡回しています。

このほか、長岡地域では、平成 16 年 10 月に施行した「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例」にある環境美化重点地区制度として設けた「成願寺町・栖吉町環境美化重点地区連絡会議」で、地元町内会、新潟県、長岡警察署及び市が協働で夜間パトロール等の防止活動や撤去作業を実施しました。

平成 29 年 7 月に長岡市と日本郵便株式会社との間で「長岡市と市内郵便局の協力に関する協定」を締結しました。本協定に基づき、平成 30 年 12 月 20 日から長岡市内の郵便局で保有する二輪車（254 台）及び四輪車（188 台）に「不法投棄監視協力車」のシールを貼り、不法投棄発見時に市への連絡を行うなど、郵便局と連携した不法投棄発生抑止に取り組んでいます。

#### イ 環境美化推進員活動の推進

平成 16 年 10 月に施行した「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例」に基づき、約 1,700 名の環境美化推進員の方から、ごみのポイ捨て防止や町内巡視など美しいまちをつくるための活動をしていただいています。

#### ウ 意識啓発の推進

市政により、ごみ情報誌による広報や町内会などでの研修会などにより、市民の環境美化に対する意識啓発を図っています。

#### エ ごみステーションの改善

清潔で快適なまちづくりのため、町内会などで設置や修繕を行うごみステーションに対して助成しています。平成 30 年度は設置 375 件、修繕 44 件の申請に対し、10,706 千円助成しました。

平成 30 年度ごみステーション等整備事業補助金交付実績

折りたたみ式ごみ収納枠	補助個数 669 個
その他（ごみ収納施設）	補助個数 125 個

#### オ 放置自動車の発生防止

平成 19 年 4 月に「長岡市放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例」を制定し、市の管理する施設や土地に放置された自動車の処理を行っているほか、個人の土地に放置された自動車に対しても、運輸局等へ所有者を照会するなどの支援を行っています。

### （3）空き地の適正管理

「長岡市空き地管理の適正化に関する要綱」に基づき、雑草等が繁茂したまま放置されている土地の管理者に対し、適正に管理するよう指導しています。